



いわき市災害廃棄物処理パンフレット

災害時のごみの出し方

～日常を取り戻すための第一歩～

災害時に大きな問題となる『ごみ問題』
ルールにそった正しい災害ごみの片づけにより
1日もはやい復旧に向け、ご協力ください。

※表紙：令和5年台風第13号災害後の市内の状況

- ・上下段写真：災害後に発生した災害ごみ（市内各地）
- ・中央写真：分別されていない災害ごみを手作業で分別する作業員（北部運動場）

資源循環推進課



普段と違う

『初動が肝心！』 災害時のごみの分け方・出し方

ステップ1

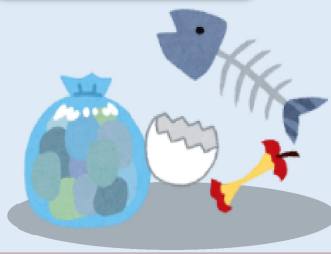
『災害ごみ』と『生活ごみ』を分けよう！

▶ 災害ごみ



▶ 災害が原因で出たごみ

▶ 生活ごみ



▶ 日常生活で出たごみ

ステップ2

市で処分できない物を取り除こう！

▶ 処分できない物

① 毒物・可燃物



② 登記物・登録物



③ 巨大な物



④ 事業所の物



平時と同じ、場所・ルールで、**ごみを出そう！**

ステップ3

災害ごみを適切に分別しよう！

災害ごみの6分別

① 可燃ごみ



② 不燃ごみ



③ 金属類



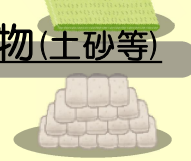
④ 廃家電



⑤ 畳・マットレス



⑥ 処理困難物(土砂等)



▶ 分別はおおまかで**OK**
▶ 分別をしないのは**NG**

準備完了！いざごみ出しへ！

重要！ ルールに沿って正しく災害ごみを出そう！

災害ごみを出す場所

災害ごみを出せるのは

- ① 『仮置場』
- ② 『地域臨時集積所』

の**2つ**だけ！

① 仮置場は市が3日以内を目標に開設します

② 地域臨時集積所の開設は**事前登録**が必要です

▶ 未登録の地域は仮置場開設をお待ちください

▶ 詳細は次ページ

『仮置場』
『地域臨時集積所』
以外に災害ごみは

出せません！

【ケース①】

地域臨時集積所の登録無し

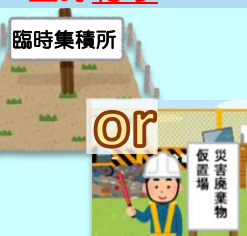


① 『仮置場』

※ごみ出しは市が仮置場を開設してから開設前**ごみ出し不可**×

【ケース②】

地域臨時集積所の登録有り



① 『仮置場』

② 『地域臨時集積所』

※地域の判断で**ごみ出し可能**○

新たな取り組み

『官民で協力』 『地域臨時集積所』について

『地域臨時集積所』の概要

災害ごみは1日でも早く家から出したい…けれど!!

- ・ 無秩序なごみ捨ては周囲に迷惑がかかる
- ・ 市の仮置場は 3日以内を目標に開設
- ・ いち早い復旧のキーポイントは 地域の協力!



臨時集積所

災害ごみを集める場所を決める

『地域臨時集積所』

に地域で取り組もう!!



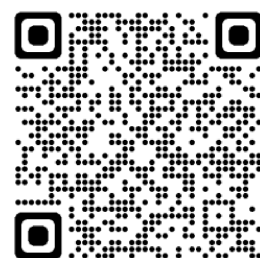
『地域臨時集積所』とは

- ① 地域で災害ごみを集める場所を決めて市に登録!
- ② 発災時は地域の判断で、地域臨時集積所を開設可!
- ③ 開設した臨時集積所は、住民と市の協力体制で管理!
- ④ 事前登録で、迅速かつ手厚い市のサポートが実現可能!
- ⑤ 臨時集積所使用後は、市が土地をきれいに回復!



【地域臨時集積所の詳細】

詳しくはQRコードから、いわき市ホームページをご覧ください。市まで直接お問い合わせください。



【お問い合わせ先】

生活環境部資源循環推進課：TEL：0246-22-7559 FAX：0246-22-7599